

浜松市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市環境影響評価条例施行規則（平成28年浜松市規則第58号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第3条・第4条・附則第3項関係）				別表第1（第3条・第4条・附則第3項関係）			
事業の種類	第1種事業の要件	第2種事業の要件		事業の種類	第1種事業の要件	第2種事業の要件	
(略)				(略)			
5 発電所の建設	発電所（火力、水力又は風力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。）の設置又は変更	発電所の設置の事業（出力の合計が、火力による発電にあっては11.25万キロワット以上、水力による発電にあっては3万キロワット以上、風力による発電にあっては7,500キロワット以上であるものに限る。）	発電所の設置の事業（出力の合計が、火力による発電にあっては11.25万キロワット以上15万キロワット未満、水力による発電にあっては2.25万キロワット以上3万キロワット未満、風力による発電にあっては1,000キロワット以上7,500キロワット未満であるものに限る。）	5 発電所の建設	(1) 火力等発電所（火力、水力又は風力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。）の設置又は変更	火力等発電所の設置の事業（出力の合計が、火力による発電にあっては15万キロワット以上、水力による発電にあっては3万キロワット以上、風力による発電にあっては7,500キロワット以上であるものに限る。）	火力等発電所の設置の事業（出力の合計が、火力による発電にあっては11.25万キロワット以上15万キロワット未満、水力による発電にあっては2.25万キロワット以上3万キロワット未満、風力による発電にあっては1,000キロワット以上7,500キロワット未満であるものに限る。）
		発電所の変更の事業（出力の合計が、火力による発電にあっては11.25万キロワット以上、	発電所の変更の事業（出力の合計が、火力による発電にあっては11.25万キロワット以上15万キロワット			火力等発電所の変更の事業（出力の合計が、火力による発電にあっては15万キロワット以	火力等発電所の変更の事業（出力の合計が、火力による発電にあっては11.25万

<p>水力による発電にあっては3万キロワット以上、風力による発電にあっては7,500キロワット以上増加するものに限る。)</p>	<p>未満、水力による発電にあっては2.25万キロワット以上3万キロワット未満、風力による発電にあっては1,000キロワット以上7,500キロワット未満増加するものに限る。)</p>	<p>上、水力による発電にあっては3万キロワット以上、風力による発電にあっては7,500キロワット以上増加するものに限る。)</p>	<p>ット未満、水力による発電にあっては2.25万キロワット以上3万キロワット未満、風力による発電にあっては1,000キロワット以上7,500キロワット未満増加するものに限る。)</p>
	<p>発電所の変更の事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)</p>		<p>火力等発電所の変更の事業（特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積が5ヘクタール以上であるものに限る。)</p>
		<p>(2) 太陽光発電所(太陽光による発電のために必要な太陽電池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。以下同じ。)の設置又は変更</p>	<p>太陽光発電所の設置の事業(太陽光発電所敷地面積が20ヘクタール未満又は特定地域内における太陽光発電所敷地面積が5ヘクタール以上又は森林(森林法第2条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている同法第2条第3項に規定する民有林をいう。以下同じ。)において立木竹</p>

(略)			

備考 (略)

別表第2 (第58条・附則第2項関係)

対象事業の区分	事業の諸元	要件
(略)		
7 別表第1の5の項に該当する対象事業	(略)	

		を伐採する区域(以下「森林伐採区域」という。)の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。)
	太陽光発電所の変更の事業(太陽光発電所敷地面積が50ヘクタール以上又は森林伐採区域の面積が20ヘクタール以上増加するものに限る。)	太陽光発電所の変更の事業(太陽光発電所敷地面積が20ヘクタール以上50ヘクタール未満又は特定地域内における太陽光発電所敷地面積が5ヘクタール以上増加するものに限る。)
(略)		

備考 (略)

別表第2 (第58条・附則第2項関係)

対象事業の区分	事業の諸元	要件
(略)		
7 別表第1の5の項(1)の項に該当する対象事業	(略)	
8 別表第1の5の項(2)の項に該当する対象事業	太陽光発電所敷地面積	新たに増加する太陽光発電所敷地面積が変更前の太陽光発電所敷地面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満であること。
	森林伐採区域の面積	新たに増加する森林伐採区域の面積が変更前の森林伐採区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、8ヘクタール未満であること。
	特定地域における太陽光発電所敷地面積	新たに増加する特定地域における太陽光発電所敷地面積が変更前の

		電所敷地面積	特定地域における太陽光発電所敷地面積の10パーセント未満であり、かつ、2ヘクタール未満であること。
<u>8</u>	(略)	(略)	
<u>9</u>	(略)	(略)	
<u>10</u>	(略)	(略)	
<u>11</u>	(略)	(略)	
<u>12</u>	(略)	(略)	
<u>13</u>	(略)	(略)	
<u>14</u>	(略)	(略)	
<u>15</u>	(略)	(略)	
<u>9</u>	(略)	(略)	
<u>10</u>	(略)	(略)	
<u>11</u>	(略)	(略)	
<u>12</u>	(略)	(略)	
<u>13</u>	(略)	(略)	
<u>14</u>	(略)	(略)	
<u>15</u>	(略)	(略)	
<u>16</u>	(略)	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1に規定する太陽光発電所の設置又は変更の事業であって、次のいずれかに該当する事業に係る別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。
 - (1) この規則の施行の日前に、当該事業に係る浜松市環境影響評価条例（平成28年浜松市条例第48号）第7条第2項の規定による提出があった事業
 - (2) この規則の施行の日前に、次に掲げる許可のうち当該事業に要する全ての許可を受けた事業
 - ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可
 - イ 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可
 - ウ 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可
 - (3) この規則の施行の日前に、前号アからウまでに掲げるいずれの許可も要しない事業のうち電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項の規定による届出がなされた事業